令和５年１０月

日本学生支援機構奨学金【大学院修士・博士前期課程】
令和６年度入学者の「第一種奨学生に係る採用時返還免除内定制度」の申請について（案内）

１．制度の概要

修士・博士前期課程及び専門職学位課程在学中に貸与を受ける「日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）」について，貸与終了時に「特に優れた業績をあげた」と認められる場合に，貸与額の全額または半額の返還が免除される制度があります。

この貸与終了時の認定とは別枠で，「修学に係る経済的不安を早期に解消し，進学へのインセンティブを高めること」を目的に，入学前に返還免除候補者として「内定」させる者を選考し，推薦する制度が「内定制度」です。内定者は，貸与終了年度に改めて貸与期間中の業績を申請することにより，奨学金の全額または半額が免除されます。

本人からの申請に基づき，三重大学「学内選考委員会」において内定候補者を選考し，日本学生支援機構に推薦します。

２．申請対象者

以下の（１）～（４）の全てに該当する方

（１）令和６年度に三重大学の修士・博士前期課程（※１）へ進学し，第一種奨学金の貸与を希望している者（令和６年度予約採用に申し込んだ者）

（２）高等教育修学支援新制度を利用している者（※２）又は高等教育修学支援新制度を利用していないが住民税非課税世帯である者（※３）

（３）以下両方またはいずれかの特定分野を研究するために，進学を予定（※４）している者

ａ）科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI，量子，マテリアル等）

ｂ）大学の強みや地域の強み等を生かした分野（※５）

（４）将来上記（３）の分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を備えて活動することができると認められる者

※１専門職学位課程（教育学研究科）については，令和６年度入学者に対する募集はありません。

※２本内定制度申請及び推薦時点で，家計基準に基づく支援区分見直しにより「停止中」 の者は対象外です。ただし，家計基準のうち，所得（支給額算定基準額）は基準内（支援区分はⅠ～Ⅲのいずれか）であるが，資産額のみ基準外で停止となっている者は申請対象となります。（スカラネットパーソナルで御自身の状況をご確認ください。）

※３学生本人及び生計維持者（父母がいる場合は原則として父母２名）の所得・課税証明書等（取得可能な最新の年度のもの）の全員分の住民税所得割額が非課税であること。

※４申請時点で，三重大学の修士・博士前期課程に合格し，本学に入学する意志のある学生とします。

※５本学の修士・博士前期課程に進学予定の学生は，全員がｂ）に該当します。

３．選考方法

申請書，入試成績及び学部における学業成績等を基に選考します。

次頁へ続く

４．申請方法

学生支援チーム窓口へ必要書類を提出する。（他大学から進学する者は郵送可）

（受付期間）　令和５年１０月１１日（水）～１０月２７日（金）期間厳守
（受付場所）　学務部学生支援チーム　１番窓口
*総合研究棟Ⅱ（健康診断の建物）の１階　平日９時～１７時受付
（郵送の場合）　〒514-8507　三重県津市栗真町屋町 1577
三重大学学務部学生支援チーム
*封筒の表面に「修士課程返還免除内定制度申請書類在中」と書き添え，記録が残る方法で提出
*受付期間内必着とします。

⇩

１番窓口でスカラネット入力用 ID・パスワードの交付を受ける
（郵送の場合は返信用封筒にて送付します）

⇩

スカラネットへ入力する
（入力期間）　令和５年１０月１１日（水）～１０月３０日（月）２４時 期間厳守
*上記期限内にスカラネット入力を済まされない場合，窓口へ申請書を提出していても選考対象外となりますので，期限について十分にご留意ください。

５．提出書類

	提出書類	備考
①	大学院修士課程及び専門職学位課程進学予定者に係る特に優れた業績による第一種奨学金返還免除内定制度申請書	※**進学先の指導担当教員**に記入してもらう欄があり，学生本人が教員に依頼する必要があるため、余裕を持って準備すること。
②	学士課程の学業成績証明書	最終学年前期分の成績が反映されているもの。 ※既卒の方については，学士課程の全成績が記載されているもの。
③	スカラネット下書き用紙	スカラネットに入力する内容を記入してください。
④	チェックシート	提出書類について自己チェックを行い，レ点を付けてください。
⑤	高等教育修学支援新制度を利用していることの証明書	原則として，「給付型奨学金の奨学生証のコピー」を提出してください。授業料減免制度のみを利用している場合には，採用通知のコピーを提出してください。 ※証明書の提出が難しい場合には，個別に御相談ください。
⑥	（高等教育修学支援新制度を利用していないが住民税非課税世帯である者のみ） 所得・課税証明書	申請者本人と生計維持者（父母がいる場合は両方）の所得・課税証明書の市町村発行交付を受けてください。（取得可能な最新の年度のものとします。）
⑦	（郵送で申請書類を提出する者） 返信用封筒	「スカラネット入力下書き用紙」等の返送用に使用します。280 円切手を貼付した角型２号封筒(25 cm×34 cm以内)に送付先住所・氏名を明記する。

次頁へ続く

６．注意点

（１）証明書類等について不明な場合は，学生支援チーム奨学金担当へ問い合わせてください。
（質問を受け付けた後，こちらから選考委員会へ問い合わせ，改めてご連絡いたします）

（２）内定者は，２年次進級時に中間評価があります。学業成績不振などにより内定を取り消されることがあります。

〔中間評価の基準〕

①第一種奨学生の適格認定の区分の「廃止」又は「停止」に該当していないこと

②修業年限内に課程を修了する見込みであること

③文部科学省令第 36 条第 1 号～第 10 号で定める各業績について，十分な成果を挙げる見込みがあること

※適格認定で「警告」の認定を受けた場合は③を満たしていない人として報告されます。

※①，②については，中間評価時点に関わらず，要件を満たす必要があります。

※③の業績については以下のとおり

一　学位論文その他の研究論文

二　大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十六条第一項に定める特定の課題についての研究の成果

三　大学院設置基準第十六条の二に定める試験及び審査の結果

四　著書，データベースその他の著作物（第一号及び第二号に掲げるものを除く。）

五　発明

六　授業科目の成績

七　研究又は教育に係る補助業務の実績

八　音楽，演劇，美術その他芸術の発表会における成績

九　スポーツの競技会における成績

十　ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

※内定後に，詳細についてお知らせします。

（３）内定者は，貸与終了時に改めて「特に優れた業績による返還免除」へ申請する必要があります。申請しない場合は，免除を受けることができません。

７．結果連絡

令和６年７月下旬に機構から大学に通知が届きますので，配付準備ができたら学生メールにて連絡します。**採用された場合**は、スカラネット・パーソナルでも確認ができます。

８．推薦予定人数

ａ）科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI，量子，マテリアル等）：５名

ｂ）大学の強みや地域の強み等を生かした分野：３名

計８名

９．本件の問い合わせ先について

学務部学生支援チーム　１番窓口（免除・奨学金担当）総合研究棟Ⅱ１階

電話番号：059-231-9061　又は　059-231-9678

E-mail:menjyosyogaku@ab.mie-u.ac.jp

※問い合わせの際は，進学予定の研究科名と氏名を初めにお示しください。

※メールでの問い合わせの場合，件名を「修士・博士前期課程返還免除内定制度について」としてください。